

令和7年度


町内会への各種補助制度等のご案内




【市ホームページ】

- ※国、県または市から他の補助金を受けて実施する事業は対象になりません。
- ※事前に相談や申請が必要な場合があります。実施前に担当課へご相談ください。
- ※各種補助制度の詳しい内容等については、各事業等の担当課に直接お問い合わせください。
- ※地域づくり推進課、各支所担当課の連絡先は、12ページをご覧ください。


1. 地域活動活性化

名称	町内会活動活性化補助金	担当課	地域づくり推進課・各支所担当課										
目的	コミュニティ活動の活性化や地域の連帯強化を促進するための事業を実施する町内会に対して補助金を交付します。												
対象要件	【対象事業】 (1) 加入促進活動（戸別訪問の実施など） (2) 親睦交流活動（運動会、夏祭り、敬老会など） (3) 文化活動（文化祭、十五夜など） (4) 広報・連絡活動（広報紙作成など） (5) 環境美化活動（ごみステーションの維持管理など） (6) 防犯・交通安全活動（防犯灯の維持管理など） (7) 防災活動（消防訓練、防災訓練など） (8) 地域福祉活動（高齢者慰問・声かけなど）	【要件】 ・ 事前に申請が必要 ・ 左記の8つの事業のうち2つ以上の事業の実施が必要 ※食糧費のアルコールなど補助対象外となる経費があります。											
内容	【補助金額】 申請は1年度につき1回とし、①加入世帯数に応じた基礎額に、②実施する事業数に応じた額を加算した額を補助												
	①基礎額（1町内会あたり） <table border="1"><thead><tr><th>加入世帯数 (世帯数4/1現在)</th><th>年額</th></tr></thead><tbody><tr><td>200世帯以下</td><td>4万円</td></tr><tr><td>201～400世帯</td><td>5万円</td></tr><tr><td>401～600世帯</td><td>6万円</td></tr><tr><td>601世帯以上</td><td>7万円</td></tr></tbody></table>	加入世帯数 (世帯数4/1現在)	年額	200世帯以下	4万円	201～400世帯	5万円	401～600世帯	6万円	601世帯以上	7万円	+	②活動加算額（上限3万円） 事業数 × 5,000円 (最大6事業) 上記対象事業(1)から(8)のうち、2事業以上を実施することが条件
加入世帯数 (世帯数4/1現在)	年額												
200世帯以下	4万円												
201～400世帯	5万円												
401～600世帯	6万円												
601世帯以上	7万円												
		=	補助金額 (①+②の合計額)										
	※市HP内のリンク先からオンラインでの申請もできます。												



名称	町内会デジタル活用促進補助	担当課	地域づくり推進課・各支所担当課
目的	デジタルツールを活用して役員等の負担軽減や情報発信の強化、活動の魅力向上に資する取組を実施する町内会に対して経費の一部を助成します。		
対象要件	【対象経費】 (1) 各種サービスの初期導入費用及び利用料、委託料 (HP 制作・管理運営) (2) オンライン集金に伴う決済手数料等 ※備品 (デジタル関連機器等) は対象外		
内容	【補助金額】 対象経費の3分の2に相当する額で、1町内会あたり10万円を限度に補助 ※申請は事前申請で1年度につき1回、最大5回まで ※市HP内のリンク先からオンラインでの申請もできます。		

名称	町内会におけるデジタルツール活用支援講座	担当課	地域づくり推進課														
目的	町内会活動等の情報発信の強化や誰もが参画しやすい組織運営を支援するため、講座を開催するとともに、受講団体のうち、希望する団体に講師を派遣します。																
対象要件	【対象】 町内会役員、地域コミュニティ協議会関係者、その他コミュニティ活動に関心のある方																
内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>講座等</th> <th>内容</th> <th>実施回数</th> <th>募集定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① LINE 活用編</td> <td>LINE (オープンチャット、グループトーク等) による会員への情報発信や役員間の情報共有の方法など</td> <td rowspan="2">各2回/年</td> <td rowspan="2">20名程度/回</td> </tr> <tr> <td>② Google 活用編</td> <td>スマホで回答できる参加者募集やHPの作成など</td> </tr> <tr> <td>③ 講師派遣</td> <td>①または②の受講団体 (R6年度含む) のうち希望団体へ講師を派遣し、各ツールの実践的活用を支援する。</td> <td>2回/団体</td> <td>12団体/年</td> </tr> </tbody> </table>			講座等	内容	実施回数	募集定員	① LINE 活用編	LINE (オープンチャット、グループトーク等) による会員への情報発信や役員間の情報共有の方法など	各2回/年	20名程度/回	② Google 活用編	スマホで回答できる参加者募集やHPの作成など	③ 講師派遣	①または②の受講団体 (R6年度含む) のうち希望団体へ講師を派遣し、各ツールの実践的活用を支援する。	2回/団体	12団体/年
講座等	内容	実施回数	募集定員														
① LINE 活用編	LINE (オープンチャット、グループトーク等) による会員への情報発信や役員間の情報共有の方法など	各2回/年	20名程度/回														
② Google 活用編	スマホで回答できる参加者募集やHPの作成など																
③ 講師派遣	①または②の受講団体 (R6年度含む) のうち希望団体へ講師を派遣し、各ツールの実践的活用を支援する。	2回/団体	12団体/年														
	【募集】 5月頃に募集予定 (文書や市HPにてお知らせします)																

名称	スマートフォン活用講座 (出前講座)	担当課	デジタル戦略推進課 (Tel 216-1115)
目的	町内会等の市民グループを対象に、出張型のスマートフォン活用講座を実施します。		
対象要件	【対象】 18歳以上の市民で構成される、概ね10~20名の市民グループ 【負担】 会場の確保と設営、会場使用料等		
内容	【講習内容】 スマートフォンの基本的な操作方法や生活の利便性向上につながる本市の提供するアプリ、Webサービス等の講習 (1回あたり約2時間程度)		
	【募集】 4月頃に20グループを募集予定 (広報紙「市民のひろば」や市HPにてお知らせします)		
	【日時】 令和7年7月1日から令和8年3月31日までで希望に応じて調整		


名称	事業・運営見直し支援事業	担当課	地域づくり推進課
目的	誰でも参画しやすい組織運営を目指すため、町内会における業務全体の可視化や見直しの進め方、役員や活動ごとのマニュアル化について、電話、来庁等による相談対応のほか、希望する団体に職員を派遣し支援します。		
対象要件	【対象】 市内の町内会等		
内容	【募集团体】 5 団体 【派遣回数】 1 団体あたり 5 回程度 【募集】 4月から随時受付 ※募集团体上限に達した時点で受付終了		


名称	地域ふれあい交流助成事業	担当課	長寿支援課 (Tel 216-1266) 谷山福祉課 (Tel 269-2145)
目的	高齢者の生きがいづくりの促進と小・中学生等の高齢社会への理解を深めるため、地域においてふれあい交流を図る事業を行う団体に対し経費の一部を助成します。		
対象要件	【対象者】 ※事業実施の1ヶ月前までに申請書を提出 (1) 高齢者(65歳以上)10人以上と小・中学生5人以上とのふれあい交流事業を実施する団体 (2) 幼稚園・保育所においてふれあい交流事業を行う高齢者(65歳以上)を5人以上含む団体		
内容	【補助金額】 ※同一事業に対する助成は3回まで (1) 最初に交付を受けた年度から3か年度目までは1事業4万円、4か年度目以降は1事業3万円を限度に助成 (2) 対象要件(1)で申請の場合、1年度につき事業分類の異なる事業を3事業まで。 対象要件(2)で申請の場合、1年度につき1事業		



名称	支えあい活動補助金	担当課	長寿あんしん課 (Tel 216-1186)
目的	高齢者を地域全体で支える体制づくりを進めるため、要支援者等の生活援助を行うボランティア団体に対して補助金を交付します。		
対象要件	【対象団体】 ボランティア活動として要支援者等(※)の生活援助を行う団体(有償でも可) ※基本的には「介護保険の要介護認定で「要支援1または2」の認定を受けた方」が支援の対象になりますが、その他の方が含まれていても構いません。 【対象活動】 調理、洗濯、掃除、ごみ出し、買い物、外出付添いなど 【対象経費】 利用者との調整を行う者の人件費、事務所借上料、保険加入料、ボランティア活動従事者に対する活動奨励金など		
内容	【補助金額】 補助対象経費の範囲内で1団体当たり年間50万円を上限に交付。		

2. 地域活動の拠点づくり

名称	町内会集会所建築等補助		担当課	地域づくり推進課・各支所担当課
目的	町内会所有の集会所の新築、リフォーム等や耐震診断・耐震改修工事に要する経費の一部を助成します。			
対象要件	対象工事等	補助対象経費		
	新築、大規模改修 リフォーム	<ul style="list-style-type: none"> 集会所本体の建築に要する経費 附帯設備工事に要する経費 集会所の増築、一部改築、改修、修繕又は模様替え等に要する経費 		
	取得	<ul style="list-style-type: none"> 既存の建物又はその一部の購入に要する経費 購入と同時に集会所として建物を改造するために要する経費 		
	バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> 手すり、建物入口部分へのスロープの設置に要する経費 玄関、廊下、集会室等の段差解消に要する経費 和式トイレの洋式トイレへの変更に要する経費 開き戸の引き戸への変更に要する経費 		
	耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断に要する経費 		
	耐震改修工事	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修工事に要する経費 		
	<p>●対象外の経費（主な例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地に関する諸経費（購入費、整地費など） 各種手続きに関する経費（契約書の印紙代など） 備品購入費（照明器具、カーテン、家具などの建物と一体となっていないもの） 外構工事費（門、堀、植栽など） 別棟の倉庫、物置に関する費用 不動産登記に関する費用 各種負担金、手数料（給水負担金など） <p>※8月までに翌年度の建築計画に関する調査票の提出が必要です。 ※工事着工前に事前申請が必要です。 ※過去に当該補助金の交付を受けた集会所については、10年経過するまで再度の補助申請はできません。 ※耐震診断、耐震改修工事は、新築以外との併用が可能です。</p>			
			調査票はこちら	
				
内容	対象工事等	補助率 (千円未満切捨て)	補助限度額	対象施設
	新築、取得、大規模改修	2分の1	500万円	町内会所有の集会所
	リフォーム (バリアフリー化含む)		300万円	
	耐震診断	3分の2	木造：10万円 非木造：50万円	旧耐震基準の集会所 (昭和56年5月31日以前に建築(着工)された集会所)
	耐震改修工事	2分の1	100万円	
※バリアフリー化のみの工事を行う場合は、補助限度額50万円（補助率2分の1）				

名称	コミュニティ助成事業	担当課	地域づくり推進課・各支所担当課、 危機管理課 (Tel 216-1213)												
目的	(一財)自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、町内会など地域住民のコミュニティ組織が行う活動に必要な施設や設備の整備に対し助成します。														
対象要件	【対象】 町内会や地域コミュニティ協議会等のコミュニティ組織 ※例年募集は9月頃。自治総合センターから事業の募集があった場合、 広報紙「市民のひろば」や市ホームページにてお知らせします。														
内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>助成対象経費</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般コミュニティ助成事業</td> <td>テント、各種用具、コミュニティ掲示板等の整備に要する経費で、助成額は100万円～250万円</td> <td>地域づくり推進課 各支所担当課</td> </tr> <tr> <td>コミュニティセンター助成事業</td> <td>コミュニティセンター(集会所)の新築工事、及び大規模修繕に要する経費で、対象となる総事業費の5分の3以内(限度額は2,000万円)の額</td> <td>地域づくり推進課 各支所担当課</td> </tr> <tr> <td>地域防災組織育成助成事業</td> <td>自主防災組織のヘルメットや発電機など防災資機材の整備に要する経費で、助成額は30万円～200万円</td> <td>危機管理課</td> </tr> </tbody> </table>			対象事業	助成対象経費	担当課	一般コミュニティ助成事業	テント、各種用具、コミュニティ掲示板等の整備に要する経費で、助成額は100万円～250万円	地域づくり推進課 各支所担当課	コミュニティセンター助成事業	コミュニティセンター(集会所)の新築工事、及び大規模修繕に要する経費で、対象となる総事業費の5分の3以内(限度額は2,000万円)の額	地域づくり推進課 各支所担当課	地域防災組織育成助成事業	自主防災組織のヘルメットや発電機など防災資機材の整備に要する経費で、助成額は30万円～200万円	危機管理課
対象事業	助成対象経費	担当課													
一般コミュニティ助成事業	テント、各種用具、コミュニティ掲示板等の整備に要する経費で、助成額は100万円～250万円	地域づくり推進課 各支所担当課													
コミュニティセンター助成事業	コミュニティセンター(集会所)の新築工事、及び大規模修繕に要する経費で、対象となる総事業費の5分の3以内(限度額は2,000万円)の額	地域づくり推進課 各支所担当課													
地域防災組織育成助成事業	自主防災組織のヘルメットや発電機など防災資機材の整備に要する経費で、助成額は30万円～200万円	危機管理課													

名称	浄化槽設置補助	担当課	環境保全課 (Tel 216-1291)																		
目的	浄化槽処理促進区域(公共下水道事業計画区域でない地域)で、町内会の既存の集会施設に浄化槽を設置する場合、その経費の一部を助成します。																				
対象要件	【要件】 地域住民の集会等コミュニティづくりの場として使用する既存の建物(新築・建替は除く) ※町内会集会所建築等補助との併用は不可 ※事前に申請が必要																				
内容	【補助金額(上限額)】 ※単独処理浄化槽から設置換えする場合(上段) くみ取り槽から設置換えする場合(下段)																				
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5人槽</td> <td>75万2,000円</td> <td rowspan="2">11～20人槽</td> <td>104万7,000円</td> </tr> <tr> <td>72万2,000円</td> <td>101万7,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6～7人槽</td> <td>83万4,000円</td> <td rowspan="2">21～30人槽</td> <td>140万1,000円</td> </tr> <tr> <td>80万4,000円</td> <td>137万1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8～10人槽</td> <td>96万8,000円</td> <td rowspan="2">31～50人槽</td> <td>177万8,000円</td> </tr> <tr> <td>93万8,000円</td> <td>174万8,000円</td> </tr> </tbody> </table>			5人槽	75万2,000円	11～20人槽	104万7,000円	72万2,000円	101万7,000円	6～7人槽	83万4,000円	21～30人槽	140万1,000円	80万4,000円	137万1,000円	8～10人槽	96万8,000円	31～50人槽	177万8,000円	93万8,000円	174万8,000円
5人槽	75万2,000円	11～20人槽	104万7,000円																		
	72万2,000円		101万7,000円																		
6～7人槽	83万4,000円	21～30人槽	140万1,000円																		
	80万4,000円		137万1,000円																		
8～10人槽	96万8,000円	31～50人槽	177万8,000円																		
	93万8,000円		174万8,000円																		

3. 安心して暮らせるまちづくり

名称	防犯灯補助		担当課	安心安全課 (Tel 216-1209)																													
目的	夜間における犯罪の防止と市民の通行の安全を図り、明るく住みよいまちづくりを推進するため、防犯灯を設置し、維持管理する町内会等に対し、助成します。																																
対象要件	<p>【補助要件】</p> <p>(1) 設置費補助</p> <p>①通常防犯灯</p> <p>町内会等が設置する防犯灯で、防犯灯の設置の間隔及び道路照明灯、防犯灯等既設の照明施設からの防犯灯までの距離（以下「設置間隔」という。）が原則 40m以上ごとに設置されるもの</p> <p>②特設防犯灯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置個所がはざま（※）にあり、地域住民が通勤、通学等で日常通行している場所 ・道路照明灯の設置ができないこと（市道の場合のみ） ・設置間隔が、40m以上ごとに設置されるもの <p>※隣接する住居が無く、いずれの町内会等の区域にも属さない区間で、距離が 80m以上あるもの等</p> <p>(2) 電気料補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置費補助金の交付を受けた防犯灯 ・寄付等により取得した防犯灯で、設置費補助金の補助要件を満たすもの 																																
内容	<p>【補助金額】</p> <p>※市 HP 内のリンク先からオンラインでの申請もできます。</p> <p>(1) 設置費補助</p> <table border="1" data-bbox="231 1205 1513 1697"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="231 1205 933 1265">①通常防犯灯の新設、取替</th> <th colspan="2" data-bbox="933 1205 1513 1265">②特設防犯灯の新設</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="256 1265 475 1317">区 分</th> <th data-bbox="475 1265 933 1317">補助金額（上限）</th> <th data-bbox="954 1265 1129 1317">区 分</th> <th data-bbox="1129 1265 1513 1317">補助金額（上限）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 1317 475 1368">共架式</td> <td data-bbox="475 1317 635 1368">—</td> <td data-bbox="635 1317 933 1368">17,600 円</td> <td data-bbox="954 1317 1129 1368">共架式</td> <td data-bbox="1129 1317 1513 1368">68,200 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1368 475 1464" rowspan="2">小柱式</td> <td data-bbox="475 1368 635 1420">鋼管柱</td> <td data-bbox="635 1368 933 1420">74,400 円</td> <td data-bbox="954 1368 1129 1420" rowspan="2">小柱式</td> <td data-bbox="1129 1368 1513 1420" rowspan="2">156,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1420 635 1464">上記以外</td> <td data-bbox="635 1420 933 1464">31,600 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1464 475 1561" rowspan="2">小柱のみ</td> <td data-bbox="475 1464 635 1516">鋼管柱</td> <td data-bbox="635 1464 933 1516">56,800 円</td> <td colspan="2" data-bbox="954 1451 1513 1541" rowspan="2">※特設防犯灯の取替を行う場合は、通常の防犯灯の取替の補助金額に準じます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1516 635 1561">上記以外</td> <td data-bbox="635 1516 933 1561">14,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※鋼管柱は、溶融亜鉛メッキ等の防錆処理及び末口 7.6 cm以上。</p> <p>※補助金額の上限を超え、差額が生じた場合は、町内会等に負担が生じます。</p> <p>※100 円未満切捨</p> <p>(2) 電気料補助</p> <p>前年 10 月分から本年 9 月分までの電気料を基準の範囲内で全額補助</p> <p>※100 円未満切捨、延滞金は補助対象外</p> <p>※40W を超える防犯灯については 40W の電気料相当額を補助</p>				①通常防犯灯の新設、取替			②特設防犯灯の新設		区 分		補助金額（上限）	区 分	補助金額（上限）	共架式	—	17,600 円	共架式	68,200 円	小柱式	鋼管柱	74,400 円	小柱式	156,000 円	上記以外	31,600 円	小柱のみ	鋼管柱	56,800 円	※特設防犯灯の取替を行う場合は、通常の防犯灯の取替の補助金額に準じます。		上記以外	14,000 円
①通常防犯灯の新設、取替			②特設防犯灯の新設																														
区 分		補助金額（上限）	区 分	補助金額（上限）																													
共架式	—	17,600 円	共架式	68,200 円																													
小柱式	鋼管柱	74,400 円	小柱式	156,000 円																													
	上記以外	31,600 円																															
小柱のみ	鋼管柱	56,800 円	※特設防犯灯の取替を行う場合は、通常の防犯灯の取替の補助金額に準じます。																														
	上記以外	14,000 円																															

名称	防犯パトロール用品の支給	担当課	安心安全課 (TEL 216-1209)
目的	地域で自主的に活動する防犯パトロール隊の結成促進及び活動支援を図り、市民の方々が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、防犯パトロール隊のパトロール活動に必要な用品を支給します。		
対象要件	<u>【防犯パトロール隊の要件】</u> (1) 本市に活動の拠点を有し、10人以上で組織されていること (2) パトロール活動を1年以上継続的に行うことができ、営利を目的としていないこと		
内容	<u>【支給するパトロール用品】</u> 帽子、ジャンパー・ベスト、たすき、ライト、のぼり、ステッカーなど <u>【支給の限度】</u> 1団体当たり5万円以内 ※支給を受けた年度の年度末から5年経過するごとに再度、支給を受けることができます。		

名称	青パト用品の支給	担当課	安心安全課 (TEL 216-1209)
目的	防犯パトロール隊に、青色回転灯を装備した車両の導入促進及び活動支援を図り、市民の方々が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、青パトによるパトロール活動に必要な用品を支給します。		
対象要件	<u>【対象団体】</u> (1) 本市に活動の拠点を有し、青パトによるパトロール実施地域が本市内であること (2) パトロール活動を1年以上継続的に行うことができ、営利を目的としていないこと		
内容	<u>【支給する青パト用品】</u> 青色回転灯、車両用拡声器、マグネットシート、ステッカーなど <u>【支給の限度】</u> 青パト1台当たり5万円以内 ※支給を受けた年度の年度末から5年経過するごとに再度、支給を受けることができます。		

名称	青パト活動費の補助	担当課	安心安全課 (TEL 216-1209)
目的	青パトによる防犯活動の積極的な展開を図るとともに、青色防犯パトロール隊の結成を促進するため、青パト隊に対し活動費を助成します。		
対象要件	<u>【対象団体】</u> (1) 本市に活動の拠点を有し、青パトによるパトロール実施地域が本市内であること (2) パトロール活動を1年以上継続的に行うことができ、営利を目的としていないこと <u>【交付要件】</u> 青パト1台当たりの活動回数が週1回以上または年52回以上あること		
内容	<u>【補助金額】</u> 青パト1台当たり年額2万400円。年度の途中で申請があった場合は月割りで計算し、交付決定のあった翌月分から支給		



名称	街頭防犯カメラ設置費補助	担当課	安心安全課 (Tel 216-1209)
目的	地域住民による防犯活動を補完し、安心安全なまちづくりを推進するため、犯罪の抑止を目的に町内会等が設置する街頭防犯カメラの設置費用の一部を助成します。		
対象要件	<p>【対象団体】 町内会等（町内会、自治会等地域住民により組織された団体及び通り会、商店街振興会等商業またはサービス業を営むものにより組織された団体）</p> <p>【主な交付の条件】 以下の条件を全て満たす必要があります。</p> <p>（１）防犯カメラを設置する場所は、犯罪の蓋然性が高い場所であること。</p> <p>（２）防犯カメラの設置は、地域住民の総意によるものであること。</p> <p>（３）「鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業管理運用要領」を遵守すること。</p>		
内容	<p>【補助率等】 補助対象経費の1 / 2以内（1,000円未満端数切捨て） ※上限額は1台につき20万円まで</p> <p>【事前相談・申請窓口】 町内会等の管轄の地区防犯団体連合会（各警察署内） ※申請前に、設置場所等について地区防犯団体連合会に相談してください。</p>		

名称	自主防災組織資機材整備補助	担当課	危機管理課 (Tel 216-1213)
目的	町内会等を単位として、自主的に結成した防災組織が、防災のための資機材を整備する場合、その経費の一部を助成します。		
対象要件	<p>【対象経費】 （１）組織の結成に伴い、必要な資機材を整備する経費 （２）組織の結成後、（１）の補助を受けてから5年以上経過している組織が、必要な資機材を整備する経費</p>		
内容	<p>【補助金額】 （１）1回限り10万円を限度に補助 （２）1回限り7万円を限度に補助</p>		

名称	自主防災組織活動助成	担当課	危機管理課 (Tel 216-1213)
目的	自主防災組織が、単独または複数で各種防災活動を実施する場合、その経費の一部を助成します。		
対象要件	<p>【対象事業】</p> <p>（１）組織が単独で実施する訓練</p> <p>（２）複数の組織または小・中学校などと連携して実施する訓練</p> <p>（３）地域の防災マップの作成</p> <p>（４）避難行動要支援者の支援活動</p> <p>（５）危険箇所の防災点検の実施</p> <p>（６）その他市長が認めるもの</p>		
内容	<p>【補助金額】 ※2回目の活動は1回目の活動と異なる場合のみ補助対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動1回につき1組織当たり2万円を限度に補助 ・1組織につき1年度当たり2回を限度に補助 		

4. きれいなまちづくり

名称	ごみステーション飛散防止 ネットの無償提供	担当課	清掃事務所 (Tel 238-0201)、 南部清掃工場 (Tel 261-5588)、 吉田・喜入・松元・郡山支所の総務市民課 及び桜島支所桜島総務市民課
目的	ごみステーションでのごみ散乱を防ぐ「飛散防止ネット」を無償提供します。		
対象要件	【対象団体】 ごみステーションの管理を行っている町内会等		
内容	ネットの日常管理は、そのごみステーションの利用者や町内会等で行ってください。		

名称	ごみステーション整備費補助	担当課	資源政策課 (Tel 216-1290)
目的	ごみステーション周辺の美化を図るため、ごみステーションを整備する団体等に対し、整備費を助成します。		
対象要件	【対象団体】 ごみステーションを整備する団体等（事前に協議が必要です） 【対象活動】 ごみステーションの整備（ボックス型や折り畳み式）		
内容	【補助金額】 整備費の2分の1に相当する額で、5万円を限度に補助（10年間は再交付申請不可）		


名称	資源物回収活動補助	担当課	資源政策課 (Tel 216-1290)												
目的	古紙類・金属類・空きびん類・廃食用油等の資源物回収活動を行った団体に対し助成します。														
対象要件	【対象団体】 町内会・あいご会・PTA等の営利を目的としない市民団体（事前に登録が必要です。） 【対象活動】 古紙類・金属類・空きびん類・廃食用油等の資源物回収活動														
内容	<p>【補助金額】 回収した資源物の種類ごとに次の単価を乗じた額</p> <table border="1"> <tr> <td>古紙類</td> <td>8円/kg</td> </tr> <tr> <td>古繊維類</td> <td>3円/kg</td> </tr> <tr> <td>金属類</td> <td>3円/kg</td> </tr> <tr> <td>空きびん類</td> <td>3円/本</td> </tr> <tr> <td>空きびんケース</td> <td>3円/個</td> </tr> <tr> <td>廃食用油</td> <td>30円/ℓ</td> </tr> </table>			古紙類	8円/kg	古繊維類	3円/kg	金属類	3円/kg	空きびん類	3円/本	空きびんケース	3円/個	廃食用油	30円/ℓ
古紙類	8円/kg														
古繊維類	3円/kg														
金属類	3円/kg														
空きびん類	3円/本														
空きびんケース	3円/個														
廃食用油	30円/ℓ														




名称	家庭用剪定枝粉碎機の無料貸出・購入費補助	担当課	資源政策課 (Tel 216-1290)
目的	家庭から出る剪定枝を有効活用していただくために、個人や町内会等に対し、剪定枝粉碎機を無料で貸し出すほか、粉碎機の購入費を助成します。		
対象要件	<u>【対象団体】</u> 個人、町内会等 <u>【対象経費】</u> 剪定枝粉碎機の購入（1世帯、1町内会等あたり1台）に要する経費		
内容	(1) 無料貸出 <u>【期間】</u> 個人は5日間、町内会等は10日間まで (2) 購入費の補助 <u>【補助金額】</u> 購入費の2分の1に相当する額で2万円を限度に補助 ※剪定枝はごみステーションに出せません。粉碎機を利用して家庭で活用していただくか、活用が難しい場合は戸別収集をお申し込みください。 (戸別収集申込先：鹿児島市環境サービス財団 Tel099-268-8888)		

名称	公園愛護作業に対する報償金	担当課	公園緑化課 (Tel 216-1366)
目的	市民参加による自主的な公園の管理の普及を図り、公共施設愛護の思想を啓発するため報償金を交付します。		
対象要件	<u>【要件】</u> ※事前に登録が必要 町内会等の公園愛護作業団体が、公園の除草や清掃作業を原則として月3回以上行った場合		
内容	<u>【報償金の額】</u> 公園の面積により、1公園につき月額 2,800 円から 6,600 円		

名称	地域コミュニティ公園管理事業	担当課	公園緑化課 (Tel 216-1366)
目的	地域団体主体によるパークマネジメント導入に向けての機運醸成につなげることを目的として、公園愛護作業に加えて中低木剪定・機械除草・トイレ清掃を行う団体に報償金を交付します。 ※パークマネジメントとは、従来の行政主導の事業手法から転換し、住民・NPO・企業等と連携しながら、住民の視点に立って公園の維持管理を行うこと。		
対象要件	<u>【要件】</u> ※事前に登録が必要 面積 1,000 m ² 以上または公衆トイレがある公園で、1年以上公園愛護作業を実施している団体が、中低木剪定・機械除草・トイレ清掃のうち2業務以上実施した場合		
内容	<u>【報償金の額】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・中低木剪定（木の種類ごとに年1回） 作業面積により、年額 3,000 円から 63,000 円 ・機械除草（年3回以上） 作業面積により、年額 30,000 円から 100,000 円 ・トイレ清掃（週1回以上） 年額 50,000 円 		

名称	歩道緑地帯管理に対する奨励金	担当課	公園緑化課 (TEL 216-1368)
目的	市民参加による自主的な歩道緑地帯管理の普及を図り、美しく快適なまちづくりを進めるため、奨励金を交付します。		
対象要件	<u>【要件】</u> 町内会等の管理団体が、総延長 200m 以上の歩道緑地帯の除草や清掃作業を月 1 回以上行った場合 ※事前に登録が必要		
内容	<u>【奨励金の額】</u> 1 管理団体につき年額 1 万 2,000 円		

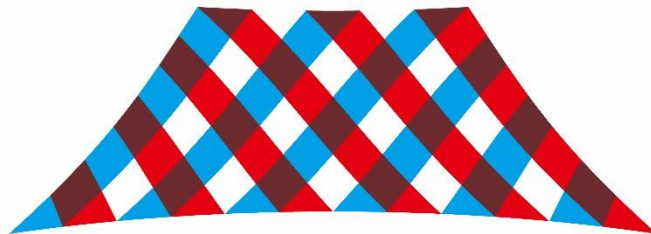
名称	民間建築物屋上・壁面緑化助成事業	担当課	公園緑化課 (TEL 216-1368)
目的	ヒートアイランド現象の緩和や、潤いのあるやすらぎ空間を創出する屋上・壁面緑化を行う場合に助成します。		
対象要件	<u>【要件】</u> 市街化区域内に建築物を所有する者が面積 3㎡以上の緑化を行う場合 ※事前に申請が必要		
内容	<u>【補助金額】</u> 1 件あたり、対象経費の 2 分の 1 に相当する額で 1 ㎡あたり 2 万円を限度に補助 (上限は屋上緑化、壁面緑化それぞれ 50 万円)		

名称	地域猫活動における不妊去勢手術費用の一部助成	担当課	生活衛生課 (TEL 803-6905)
目的	野良猫の不妊去勢手術を行い、エサ場の管理やふん尿の始末等を一定のルールに従って行う活動に対して、不妊去勢手術費用の一部を助成します。		
対象要件	<u>【対象者】</u> 地域猫活動の届出を行ったグループ <u>【届出に必要な要件】</u> (1) 活動グループ (3 名以上) の結成 (2) エサ場の管理、トイレの設置と掃除 (3) 地域住民の合意と町内会長の承諾		
内容	<u>【助成金額】</u> 手術費用 1 頭につき、雄 5,000 円、雌 10,000 円 (グループの自己負担額は、雄・雌ともに 3,000 円程度)		

【地域づくり推進課、各支所担当課の連絡先】

連絡先		電話番号
地域づくり推進課 コミュニティ係		099-216-1214
谷山支所総務課 地域振興係		099-269-8403
伊敷支所総務市民課 地域振興係		099-229-2111
吉野支所総務市民課 地域振興係		099-244-7113
吉田支所総務市民課 地域振興係		099-294-1211
桜島支所	桜島総務市民課 地域振興係	099-293-2346
	東桜島総務市民課	099-221-2111
喜入支所総務市民課 地域振興係		099-345-1112
松元支所総務市民課 地域振興係		099-278-2111
郡山支所総務市民課 地域振興係		099-298-2111

あなたとわくわく



マグマシティ
鹿児島市